

奈良県告示第一号

地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）附則第七条第一項の規定により地方公共団体情報システム機構が平成二年二月十九日に設立された財団法人自治体衛星通信機構の権利及び義務を承継したので、同条第二項に規定する届出があったものとみなして適用される電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三十八条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更後の指定認証機関

地方公共団体情報システム機構

二 主たる事務所の所在地

東京都千代田区一番町二五番地

三 変更年月日

平成二十六年四月一日